





## JR東労組(東日本旅客鉄道労働組合)

東京都渋谷区代々木2丁目2番6号 JR新宿ビル13F 〒 151-8512 電話 03-3375-5740(代)

2020年1月28日

発行人 山口浩治 編集人 湯ノ目亜矢子 月1回発行/1部20円 (組合員の購読料は、組合費に含む)



JR東労組ホームページは <mark>. こなん へ</mark> ←こちらからアクセス **コーロー** http://www.jreu.o http://www.jreu.or.jp/

職場討議資料

2020年1月22日

本部

②印象操作と言 いますが、大会 承認や会計監 査を受けてな い口座が1つ あることが判明 しました。これ 事実ですか?

④組合員の信用問題に 関わる問題です。 (監査していない) 口座が7つあった が知っています

と問い合われる場で見れば、張を見れば、 私的に流用しても分からなくなは、監査がないと誰かが組合費を 反省する態度ではありません。一切触れず、会計監査の未実施を 監査を実施 組合員のみ 27日付東 を受けて組 るからです ことが組合 られば、組合員 を は なさんへ」では、会計 らも何があったのか の間の東京地本の主 京地本の「東京地本の 真実をお伝えするた せが来ているため、 の成立要件になって 合員に承認をもらう していないことには 会計監査の未実施を だからこそ会計監査 組合員に正しく情 2020年1月

「東京地本の組合員のみなさんへ」では、会計監査を行ってい ない7つの通帳に触れていない!これこそ印象操作だ!

東京地本執行委員

# 全組合員のみなさん!

中央本部は、不正な組合費の使用で 組合員の信頼を崩しかねない事象の 解明を緊急に行い 全組合員に全容を明らかにします!

> フロスの の年1月22日)の報告を受 の年1月22日)の報告を受 が、組合員の信用問題に関わ が、組合員の信用問題に関わ でである でである の報告を受 のが、組合員の信用問題に関わ のが、組合員の信用問題に関わ のが、組合員の信用問題に関わ のが、組合員の信用問題に関わ のが、組合員の信用問題に関わ の致可能 ;実施を確認し、指令第30%で東京地本への会計監査 性があるとして、

①指令第30号を見た けど印象操作じゃな

東京地本執行

えて頂けま

せんでした。

ないんですか」と答

行委員は「何で答え

会計監査

働組合の資

格は喪失します。それ

を実施しなければ労

執行委員は

ぐらかしました。再度聞いても、ってるわけじゃないから」とは

じゃないから」とは 「俺、別に会計監査や 実です

か?」と聞くと、東京地本

③俺、会計監査やっ てるわけじゃないか

いけないんですか

監査を受け

てない口座が7つあ から大会承認や会計

家操作と言うが…東

明しました。これ事

**京地方本部** 

つい本

執行委員は指令第3

⑤何で答えなきゃ

# 指令第30号発出後 東京地本執行委員からの問い合わせ

# 不正を許



# JR東労組東京地本の会計で、組合員の信用問題に関わる 緊急で重大な問題が発覚!緊急の会計監査の実施を指令

# 指令第30号発出までの経緯と解説

「真実の声」を運営していた元役員(書記) その1 のPCを調査した結果、書記の手当増額のた めに「事務手数料や振込先のない割戻金(ほかの地本な ら雑収入として本会計に入れていたもの) 使途目的不明 の口座残金をあてる。」と記された書類が見つかり、そ の口座は3つ合わせて「約2700万円」であることがわ かりました。

東京地本に会計監査 (2019 年 10 月 23 日) を実施し たところ、この3つの口座を確認しました。その中で3 つの口座は「書記の手当増額」に使用はされていないも のの、使途不明金があることから継続して監査をおこな っていくことを確認しました。

その2 2020年1月22日に行った会計監査で、東 京地本から合計 9 つの通帳の存在が明らか になりましたが、内7つの通帳が会計監査を行っていな い通帳でした。金額が確認できなかった通帳があること や証拠書類も不十分なため、充分な会計監査は行えませ んでした。労働組合の運営上、会計監査を受けていない 会計の存在はあってはなりません。横領や不正使用を疑 われる根拠となってしまいます。

その3 会計監査を受けていない通帳の中には、総合 共済の給付も含まれます。給付金は当然組合 員に給付するものですが、引き出されたお金をどのよう に使用したのかの証拠書類が不十分で不正使用と疑わ れても弁明が出来ません。

その4 2020年1月22日の会計監査において、会 計監査を受けていない7つの口座の内、3つ が 2019 年 12 月 26 日に解約されていました。

同日行われた「バス棚倉・個人訴訟と連帯し組織の総 力をあげて起ちあがる 12.26 集会」では、東京地本委員 長が本部に見切りをつける時期がきたと発言していま す。「見切りをつける」のと「口座の解約」が同日に行わ れました。

中央本部指令第30号

東京地方本部に対する「全容解明に向けた緊急会計監査の 実施」について

「真実の声」を運営していた元役員(書記)のPCを調査したと ころ、東京地方本部で大会承認や会計監査を受けていない口座の 存在が疑われたため、中央本部は東京地方本部の会計監査を実施 した。(**その1**)

その結果、東京地方本部から大会承認や会計監査を受けていな い口座が 7 つあることが判明した。現段階で明らかになっていな <u>い総額は数千万円</u>にもなる。(その2)

この不明な資金の出所は本来、組合員へ返さなくてはならない 共済の給付金なども含まれる。しかも、その資金処理に対する証 拠書類が不備であり、何に使用されたのか分からない使途不明金 も判明した。(その3)

さらに、会計監査を実施し全容を解明していく中で、2019年12 <u>月 26 日に 3 つの口座が解約されていることも判明した。(その4)</u>

中央本部は、第 10 回中央執行委員会(2020.1.23)において、 この東京地方本部への会計監査の報告を受け、いまだ金額が判明 していない口座や現物を確認できていない通帳もあることから、 組合員の信用問題に関わる緊急で重要な事態と判断し、規約第34 条(1)(6)を適用し、全容解明に向けた緊急の会計監査を実施するた め、以下の通り指令する。

尚、会計監査を受け入れない場合及び意図的に関係書類を隠蔽・ 破棄した場合は、法的手段も辞さないことを通告する。(**その5**)

-- 記 --

- 1. 東京地方本部に対して、全容解明に向けた緊急会計監査を 実施する。従って東京地方本部は、下記の(1)~(3)に 応じること
- (1) 実施日 2020年1月28日(火) 10時から 29日(水) 18時まで
- (2) 実施場所 JR東労組 東京地方本部事務所内
- (3)監査対象期間

2016年4月1日~2020年1月までの 全ての通帳と関係書類

以上

そもそも、会計監査を受けていない口座があること自体が問題です。しかし、もっと問題を大きくした原因は、会 その5 計監査が終わっていない中で3つの口座が解約されていたこと。証拠書類が不十分であることです。もしこれらが 意図的に不正を隠すために行われているのであれば大問題です。中央本部は不正を絶対に許さない態度で臨みます!

中央本部は、2019年6月に開催した第38回定期大会で前中央執行委員長の風俗営業店での高額な費用を組合に負担させたとして制裁審査委員会により審議が行われていますが、JR東労組は、このような組合員から頂いた組合費の不正使用を受け、詳細にわたる調査をおこなったところ、その組合費の不正使用を受け、詳細にわたる調査をおこなったところ、その他にも、なんと労使共同宣言が失効された2018年2月26日に、八王子地本の元中執が利金との費用の5万4700円を組合費で負担させていた元書記が「八王子地本の元中執が記載した参加者には「中央本部名(当時)3名」、八王子地本の元中執が記載した参加者には「中央本部の高見名(当時)」、「他15名」となっており、全員の名前が書かれていません。しかも、名前の記載のあった元中執らは同日夜に他の中執らと懇親会を行っており、時間ではないことから不明瞭な点が多くあります。
中央本部は組合員の信頼を崩しかねないこの事象に対し、早急に事実解明を行います。

正使用疑惑も発覚 行委員らによる組

## 中央本部は不正を許しません! 全容を解明します